

(公募・給付)

令和7年度 公文公記念奨学生募集要項

本奨学生の申請を希望される方は、必ず別添の申請書類をご参照の上、下記申請期間内に、申請書類を高等学院事務所までご提出下さい。

制度名	令和7年度 公文公（くもんとおる）記念奨学生
実施団体	公益財団法人公文国際奨学財団
形態	給付型奨学生
対象者	1. 次の各号のいずれかに該当する者であって、学業、人物ともに優秀な生徒 ①国際教育を実施する国内の中学校・高等学校・中等教育学校に在籍している日本人及び外国人 ②私立在外教育施設中等部・高等部に在籍している日本人 2. 上記の国際教育とは、国民相互の理解交流を促進するため、特色ある教育実践や国際交流を通じ、国際社会に通用する資質の育成を図る教育であり、次の各号の特色を有しているか否かをその基準とする。 ①国民相互の理解交流の促進に資する特色ある教育活動を積極的に行っている。 ②外国語教育に力を入れている。 ③留学生交流、帰国子女の受け入れを積極的に行っている。
支給期間	在学校を卒業するまでの間
支給金額	(1) 保護者宅からの通学生 年額50万円 (2) 寄宿・下宿生活を行うなど学費、生活費が比較的高額の場合 年額70万円 (3) 国際教育を実施する国内の中学校・高等学校・中等教育学校に留学している外国人及び私立在外教育施設中等部・高等部に留学している日本人 年額100万円
新規支給予定人数	(1) 年額50万円 55人 (2) 年額70万円 7人 (3) 年額100万円 8人
支給方法	奨学生は、その年額を毎年12月中旬頃、口座振込により支給されます。
併給制限等	(1) 他の団体から奨学生の支給を受けている者も、当財団の奨学生を受けることができます。 (2) この奨学生は、返済する必要がありません。
申請方法	(1) 高等学院事務所にて申請書類を受け取る。 【書類交付期間】 9月8日（月）～ 9月25日（木） (2) 提出書類を期日（9/26）までに高等学院事務所へ提出する。
申請書類	・ 奨学生願書 （財団指定用紙、保護者記入欄あり） ・ 小論文 （財団指定用紙） 令和7年度小論文課題 【自分自身の成長を実感した経験について、その背景や自らの思いを含めて、具体的に述べなさい】 以下書類は、学内推薦者となった場合に提出が必要です。（推薦が決まりましたら、連絡します） ・在学学校長の推薦書（財団指定用紙）※事務所作成 ・調査書（財団指定用紙）※事務所作成
申請期日	9月26日（金）必着
申請場所	〒177-0044 練馬区上石神井3-31-1 早稲田大学高等学院事務所 奨学生担当者宛

選考について	<p>(1) 財団の要請により、応募者多数の場合は学内選考を行い、推薦者を決定します。推薦者となったものは、学院事務所より通知いたします。（学内推薦者2名。推薦された後、財団での選考があります。）</p> <p>(2) 奖学生の選考は、財団の選考委員会において、願書、小論文、調査書等による書類審査で行われます。</p> <p>(3) 奖学生の採用は、選考委員会の選考を経て、財団理事長が決定し、直接本人（採用・不採用とも）に11月末頃、各自のwasedaメールアドレスへ通知されます。</p>
採用後の注意事項	<p>(1) 奨学金の支給を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を理事長あてに提出しなければなりません。</p> <p>(2) 奨学生は、毎年度末に学業成績表の写し及び生活状況等報告書を理事長あてに提出しなければなりません。</p> <p>(3) 次の場合は、奨学金を停止する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき。 ②奨学生の学業又は素行などに問題がみられるとき。 ③怪我、疾病などのため、成業の見込みがなくなったとき。 ④奨学金を必要としない理由が生じたとき。 ⑤奨学金受給資格を失ったとき ⑥本財団の定める奨学生採用後の諸注意に従わなかったとき。 ⑦前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。 <p>(4) 奨学金が停止された場合には、すでに支給を受けている奨学金のうち、当該事由が生じた時点以降の部分について奨学金の返還を求める場合があります。</p>
問い合わせ先	<p>ご質問等は、公文国際奨学財団事務局へメールにてお問い合わせください。。</p> <p>Mail: kumsf@outlook.jp</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金申請書類に記載されている個人情報については、奨学金業務にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。 ・一度提出された奨学金申請書類は、採否・事由を問わず返却されません。 ・学内推薦者となった場合でも、その後に行われる財団の選考委員会による選考の結果、不採用となることがあります。

問い合わせ先	早稲田大学高等学院事務所 奨学金担当 TEL.03-5991-4156
--------	--